

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく 三桜電気工業株式会社 行動計画

女性活躍・少子化などの社会課題に対し、出産や育児の両立支援制度を充実させ、誰もが能力を十分に発揮できる労働環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日までの5年間

2. 内 容

目 標 1：専門職の女性社員を1名増やす

《対策》

- 令和7年4月～ 採用基準・計画を見直し、女性採用に向けた計画の策定
- 令和8年4月～ 採用計画に基づく採用活動実施

目 標 2：育児休業取得率70%以上を目指す

(令和6年4～3月末：配偶者出産16名／育児休業取得者11名)

《対策》

- 令和7年4月～ 全社員に向けた産前産後休業及び
育児・介護休業に関する情報提供

目 標 3：所定外労働時間の月平均42時間以下を目指す

《対策》

- 令和7年4月～ 勤怠管理システムでの月ごとの集計を各部門に提供、周知
- 令和7年4月～ 経営層の削減へのメッセージを全社員に周知